

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項

平成26年10月1日

大学ポートレート運営会議決定

最終改正 平成28年3月31日

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則（以下「運営会議規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(運営)

第2条 運営会議の運営にあたっては、運営会議規則第3条の委員を推薦する大学の関係者とあらかじめ十分な調整を行い、議事の円滑な進行に努めるものとする。

2 前項に規定する運営会議の運営にあたり、審議事項の検討及び連絡調整を行うため、大学ポートレート運営会議に係る実務者協議会（以下「実務者協議会」という。）を運営会議に設置する。

3 実務者協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(代理出席)

第3条 大学の関係者から推薦された委員が会議に出席できないときは、議長の許可を受けて、当該委員は、各推薦者と相談のうえ、委員以外の者を出席させることができる。

この場合、委員はあらかじめ代理出席者の氏名を議長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、運営会議において委員と同一の権限を有する。

(任期途中の委員交代)

第4条 委員を推薦した大学の関係者は、任期途中の委員の交代を望む場合には、新規の委員の推薦を行うことができる。推薦者が新規の委員の推薦を行った場合には、委員は新規委員の任命にともない解職されるものとする。

(委員以外の出席)

第5条 運営会議は、議長が必要と認めたとき、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(ステークホルダー・ボード)

第6条 運営会議規則第6条による関係者からの意見又は評価を聴取する場として、ステークホルダー・ボードを設置する。

2 ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第7条 運営会議は、特定の専門事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に主査を置き、専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

3 主査は、専門委員会の事務を掌理する。

4 専門委員会に主査代理を置き、専門委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

5 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

6 主査は、必要に応じて委員及び専門委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第8条 専門委員会の会議は、主査が招集し、議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない理由により専門委員会の会議を開くことができない場合においては、運営会議規則第5条第4項の規定を準用する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。